

令和4年10月4日

亀井委員

では、よろしく申し上げます。私からは、委員会資料の9ページ、農地等の活用・保全という重要な取組の中で、期限の迫る特定生産緑地への円滑な指定に向けた支援ということが書いてありまして、特定生産緑地だけではなくて生産緑地も含めて、何点か確認をさせていただければというふうに思います。

まず、市街化区域内の農地を保全する上で生産緑地制度の取組というのはすごく重要だと私も思っていますが、その生産緑地制度の概要、そして、県内における指定面積の推移がどうなっているのか教えていただいてもいいですか。

農地課長

生産緑地制度とは、良好な都市環境の形成を図るために、市街化区域内の農地を緑地として機能を生かし、計画的に都市農地を保全していこうという制度です。平成3年の生産緑地法の改正により、都市計画に生産緑地地区を定めるということになりました。30年間農地として管理することにより相続税納税の猶予など税制優遇の措置が受けられることとなっています。

なお、県内における生産緑地の指定面積でございますが、平成24年は約1,425ヘクタールでしたが、令和3年は約1,249ヘクタールと10年間で約180ヘクタール、年間平均で20ヘクタール弱、減少している状況です。

亀井委員

今最後に御答弁いただいた、10年間で約180ヘクタールの面積が減少したということなんですが、理由としてはどんなことが考えられるんですか。

農地課長

生産緑地のほうについては、指定解除には条件がございます。主たる従事者の死亡または障害や疾病など営農できないほどの故障、そうした場合に市町村へ買取りの申出というのが可能となります。市町村が買い取らず農業者への農地取得のあっせんも成立しなかった場合に生産緑地の指定が解除され、生産緑地ではなくなるというものです。

亀井委員

生産緑地の指定が外れた農地というのは、今おっしゃっていましたが、市町村に対して要するに買取りの申出ができると。だけど、市町村も要するに使い道がなくて、うち買いませんと、買い取りませんという話になると、そこで多分生産緑地の指定が外れると思うんですが、そのような農地はその後はどうなるんですか。

農地課長

一般的にはマンション・アパートを建築して賃貸経営をしたり、マイホームを希望する個人に売却することなどが思われますが、指定解除後については細かい調査は行っていないため、不明でございます。

亀井委員

例えば冒頭で、都市農業の話の中での生産緑地の話になっているんですが、やっぱり都市農業というのは、生産緑地もそうなんだけれども、市街化の中に

緑を少し、しっかり保全しよう。その緑の保全というのは、要するにそこで例えば農産物が育って収穫できたときに、消費者がすごい近くにいますね。だから売れるし。さらに、今子供たちはスーパーで全部野菜とか買っちゃうので、どうやってなっているかなんて全然分かりません。だから、そういう子供たちの教育にもすごくいい。さらには、500平方メートルとか300平方メートル、今緩和されて300平方メートルになっていると思うんだけど、そのぐらいのある一定の面積で農作物を育てている、そういう土地柄もあって、そういう土地は実は災害時、特に火災のとき、そういうときは非常に有用で、そこに逃げられるということもあるんですね。

今ずっと答えていただいて、180ヘクタールの面積が減少して、もし生産緑地の指定を外れた場合は、そこにマンションとかアパートとか家を建てて宅地にするんだという話なんだけれども、都市農業の話からすると緑を増やしていこうというふうな話もあります。今のこの減り方に関して県としては、要するにどのような形で是正しようと思っておりますか。

農地課長

現在、市街化区域内の農地につきましては開発許可によって減り続けて、市街化区域内に面積2,500ヘクタールぐらいの農地がありますけれども、そのうち半分のところが生産緑地に指定されているというような状況でございます。今後県としましては、生産緑地の指定の部分について、より市町、また農協と協力をしながら、強化を図りながら連携して進めていこうというふうに考えております。

亀井委員

先ほど、生産緑地がだんだん減少して、今、特定生産緑地の話にこれから移っていくんですけども、生産緑地から要するにもう農作業できないよとなったときに、亡くなっちゃったり、高齢化したりという、多分、先ほどの御答弁からもあったと思うんですが、高齢化とか要するに後継者不足というのは、生産緑地に限ったことではなくて農業全般に言えることだと思うんだけど、県としてはこれに対してどのようにフォローできるんですかね。

農地課長

委員言われるとおり、農家の高齢化のところについてはなかなか難しい問題があるかと思えます。県としてはやはり農業を推進していくところの中で担い手農家を育成して、そしてその方々に農業をやっていただくということで農地の集積を図る、そういうふうにしていく必要があると思っております。

また、農業アカデミーのほうで新規の担い手のほうの育成ということをして、一本化というふうに神奈川県はしておりますので、その部分を生かしながら農業者を育成して、その方に農地を集積するというふうに考えていきたいというふうに思っています。

亀井委員

ぜひよろしく申し上げます。次に、先ほど私が冒頭に申し上げた、期限の迫る特定生産緑地というふうなことがあるんですけども、この特定生産緑地の概要を教えてくださいいいですか。

農地課長

特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定から30年の経過が近づいた農地について引き続き農地として保全することができ、良好な都市環境の形成のために有効なものについて市町村が特定生産緑地として指定する制度です。平成30年4月に生産緑地法が改正され、買取りの申出期間が10年間延長できるようになりました。なお、生産緑地の指定は平成4年から行われており、本県では平成4年11月に県下同時に指定を行っている状況です。平成4年に指定された生産緑地は全体の8割を占めており、令和4年に指定から30年の期限を迎えるところでございます。

亀井委員

今現在としては、どんな感じで特定生産緑地の指定状況になっているのか。

農地課長

1,249ヘクタールの生産緑地のうち約960ヘクタールが令和4年11月に指定期限を迎えます。令和4年6月末現在の調査では、その92%の約880ヘクタールが指定済み・指定見込みという状況です。

亀井委員

880ヘクタールが指定見込みも含めて指定済みということは、残りは指定しないという話になると思うんですけども、その場合はどうなるんですか。

農地課長

特定生産緑地を指定しない場合、固定資産税、都市計画税については、それまでの農地課税から宅地並み課税となります。ただし、三大都市圏の特定地においては、急激な税負担を防ぐ観点から激変緩和措置が適用され、5年間かけて市街化区域農地に対する固定資産税と同じ金額の水準まで引き上げられるというふうになります。また、相続税納税猶予の税制優遇措置も受けられなくなります。

亀井委員

税制優遇が受けられるという話で、特定生産緑地になってからもそういう話になっているわけですね。ならなくても激変緩和措置もあるよという話なんだけれども、生産緑地から特定生産緑地に移らなくて宅地にするという場合、これは生産緑地じゃなくても一般の農地でも同じなんだけれども農地転用の仕方ってというのは、同じレベルなんですか。それとも生産緑地の場合は期限が決まっていて、もうそこで特定生産緑地にするかしないかということに分けなければいけないので、より農転がしやすいのかどうかというのは、どうですか。

農地課長

特定生産緑地もしくは生産緑地が外れていった場合になりますと、市街化区域内の農地になりますので、その場合の転用は届出のみで済んでしまいます。生産緑地か特定生産緑地の場合は、さっき言ったように指定解除するときには条件がありますので、その指定解除の手続を終えた上であれば、農地転用の手続としては同じです。

亀井委員

分かりました。私、横須賀なんで、横須賀にも生産緑地があって、2022年問題に引っかかる人もいるんですね。そういう方々からいろいろ話を聞いて、結

局宅地になって、宅地がどんどん増えていくと土地の価格が下落しちゃうんでまた問題だという話は別に置いて、そういう形で宅地として売却できればいいんだけど、中には道路に接道してなくて無接道農地になっていて、宅地で売れない、その土地が売れない人がいるんですよ。宅地にしたいんだけど売れない。もう諦めちゃっている。そういう場合はどうしたらいいんですか。

農地課長

今度都市計画論になってくる部分があるかと思うんですけれども、結局農地から離れていってしまうというふうになりますと、市のほうでミニ開発みたいなことをして例えば宅地にするような形で、ある程度多分面積があるかと思えますので、そういう中でミニ開発であれば、民間の開発業者がそこに道路を例えば造って、それで家にするというようなやり方もあります。その辺りを相談しながら進めるというふうになるかと思えます。ただ、行政指導ではなかなか難しい部分があるかもしれません。

亀井委員

そうですね、そういう形の計画、民間との連携でのやり取りで接道するという話であると思うんですけども、ぜひそういうときは、今、皆さん方は緑地化の話の中でどうこれを担保していくか、保全していくかという話だと思うので、それはまたどういう形で農業が維持できるかということも含め検討していただければなど、このように思います。

次は、先ほど先行会派の方も触れられていましたけれども、水産業の話で、大規模外洋養殖誘致の今後のことについて、新聞報道でもありましたので少しお尋ねしたいと思います。資料の11ページの水産業の活性化の取組について、これは大規模外洋養殖事業導入検討協議会の検討結果についてということで、それはやっぱり聞かないといけないと思うんですが、今どんな方向性になっていきますか。

水産課長

民間資本による大規模外洋養殖の誘致を検討するため、漁業関係者、民間水産加工会社、それから学識者、そして地元市町などを構成員とする検討協議会を令和2年に設置し、3年度までの2年間、8回検討会を開催しました。検討協議会からは、1つは、相模湾は潮の流れが強く、また波浪も強いことから、漁業養殖の影響がかなり大きいことが懸念されるという意見がありました。それから、大消費地に近いメリットはあるんだけど、本県では魚類養殖の実績がないことから不安があるといった慎重な意見が出されました。一方で、自治体がこういったことを主導した今回の取組は非常に画期的で、地域振興にとっても大変興味深い取組であるという意見も頂きました。

そうした中、今後の検討会に進め方につきましては、これまでの協議会ではそういった相模湾における大規模外洋養殖について幅広く検討してまいりました。そうした中で具体的な課題等が明確になってきましたので、まずは本県での養殖の実績づくりに向けて、養殖事業に前向きな水産会社を中心に具体的な検討を進めていきたいと考えております。

亀井委員

1回新聞報道で、大規模養殖施設誘致検討が休止となっていたんですね。休止となって、地元の方々に話聞いてみたら、今課長がおっしゃったように、三浦半島沖の約5キロの相模湾というのはすごい波が高くて、さらに漁師の船の出入口にもなっていて邪魔であると。大きさは直径110メートルの生けすを書いてあって、そんなのが置いてあったらすぐ多分波とか風で壊されちゃうから設備投資しても無駄ですよと言われて、そういうことがあったので休止かなと思ったんだけど、また知事としては、いやずっと前向きに検討しますという話で、何か紆余曲折あるみたいなんだけれども、今後の流れというか、今までの進捗も含めてどうなっているんでしょう。

水産課長

委員言われたとおりに相模湾は、当初我々といたしましては既存の漁業と競合がないということで沖合、三浦半島の西側の沖合ということ想定していましたが、先ほど検討会の意見のように相模湾は波浪が強いということもありますし、潮の流れも強いと。それから今おっしゃられた船の通行の影響もあるという検討協議会の意見を受けまして、我々相模湾だけでなく東京湾側も含めて、また、沖合ということだけでなく岸に近い静穏な海域ですか、こういったことも候補に加えて、これから魚類養殖の誘致を検討していくことといたしました。

亀井委員

相模湾じゃなくて東京湾で直径110メートルではなく小さいダウンサイズにしてという話だけれども、魚種はなんですか。新聞に書いてあるのは、当初はサケとかブリとか結構大きな魚で、サケが養殖できるのかと私も不思議だったんだけど、魚種は何でしょうか。

水産課長

検討会におきましては、サーモン、ブリ、サバといった魚種が候補に上がりました。また、県としましては沿岸漁業の定置網で漁獲される小型のサバですね。これを有望な養殖種の一つと考えております。

ただ、実際にどのような魚種を対象とするかは、事業主体となる民間水産会社の意向にもよりますので、候補の魚種についてはこれから検討してまいりますというふうに考えております。

また、サーモンにつきましては水温の関係で冬場、水温が低いときしかできないということも分かっていますので、そういったことも考慮しながら魚種は選定していきたいと考えております。

亀井委員

サバ、もうさばを読むための話じゃないと思うので、今後しっかりやっていただきながら、それで成功してだんだんと大きくしていくのかなという、直径110メートルか分かりませんが、そういう形になっていくのかなと思うんですが、私、代表質問でも話をして、この大規模外洋養殖の事業だという話で、さらに農水産部だと、部も立ち上げるんだと。卵が先かニワトリが先かじゃないけれども、農水産部のちょうど一番地の事業がこの事業であるのか、それとも、この事業があるから農水産部になったのかという話も実はあったりなんかするんだけど、でもこれは農水産部としては大きな事業だと思うん

ですね。農水産部となったからには、やっぱり水産にも力を入れていかなければいけないんだけど、最後に部長、この事業も含めて、農水産部の今後のビジョンというか方向性はどのように考えていますか。

農水産部長

本県水産業の成長産業化を図っていかなくちゃいけないということで、その中には一つとして漁獲が減っている部分もありますので、漁業所得の確保ということで魚類養殖についてしっかり経営できるようにということで、今委員からもありましたように、規模は少しダウンサイズにして、まずとにかく魚類養殖を本県で始めていくということが大事だと思いますので、その部分は農水産部としてもしっかりやっていきたいというふうに思っています。

また、そのほかにも漁業、漁村の活性化ということでございますので、海業の関係等もしっかり進めていって、そういう中で漁業のほうが稼げるというか職業所得が向上できるというようなことを目指して、国の事業等も活用しながらしっかりと水産業の振興に努力していきたいとか、努力というよりやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

亀井委員

分かりました。農水産部という部もできたことですから、名前だけではなくて、神奈川県の水産業の戦略もしっかり考えながら農業を凌駕するような産業になるように、ぜひ頑張ってくださいたいことを要望して、質問を終わります。